

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる オンライン資格確認が始まりました

令和3年10月よりマイナンバーカードを活用した「オンライン資格確認」が開始されました。

顔認証付きカードリーダーが設置された医療機関や薬局で、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになりました。利用するには、マイナポータル※1から事前の申込が必要です。(現在ご利用の健康保険証はこれまでどおり使用できます)

申込方法・利用方法等は、政府広報のホームページをご覧ください。

詳しくは、[こちらをご覧ください。](#)

マイナンバーカードを健康保険証として使用できる医療機関は、厚生労働省のホームページで確認できます。利用できる医療機関や薬局は順次拡大される予定です。

詳しくは、[こちらをご覧ください。](#)

オンライン資格確認とは、医療機関や薬局などでネットワークを介して加入している医療保険をリアルタイムに確認できる仕組みのことです。

その他に下記のことが可能になります。

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| ① 最新の資格情報の確認 | } 医療機関などで確認するには、本人の同意
が必要です |
| ② 高額療養費の限度額情報 | |
| ③ 特定健診情報 | |
| ④ 薬剤情報 | |

※1 マイナポータルについては、[こちらをご覧ください。](#)

全板国保加入の特定健診対象年齢の方は、健診結果が閲覧できるようになり、登録状況につきましては、[こちらをご覧ください。](#)